

福島県災害ケースマネジメント推進ネットワーク会議設置要綱

(設置)

第1条 福島県（以下「県」という。）、県内市町村及び地域の被災者支援を担う関係団体が連携し、官民連携による被災者の生活再建支援体制を構築することを目的として、福島県災害ケースマネジメント推進ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 ネットワーク会議は、目的を達成するため次の事務を行う。

- (1) 大規模災害時等における災害ケースマネジメントの実施体制の整備に関すること。
- (2) 災害ケースマネジメントに係る知見の収集及び普及に関すること。
- (3) 災害ケースマネジメントに係る人材育成に関すること。
- (4) その他、目的達成に必要な事項に関すること。

(構成機関)

第3条 構成機関は次に掲げる機関とする。

- (1) 県
- (2) 別表1に掲げる市町村
- (3) 別表2に掲げる関係専門士業団体等
- (4) その他会長が必要と認める者

(構成員等)

第4条 ネットワーク会議は、会長及び構成員をもって組織する。

- 2 会長は県危機管理部長をもって充てる。
- 3 会長は、ネットワーク会議の会務を総理する。
- 4 構成員は、前条に掲げる構成機関より選出された者とし、各機関の構成員の選出は次のとおりとする。
 - (1) 県 会長が指名する者
 - (2) 別表1に掲げる市町村 市町村長が指名する者
 - (3) 別表2に掲げる関係専門士業団体等 団体の長が指名する者
- 5 ネットワーク会議に事務局を置き、事務局の事務は、県危機管理部災害対策課において処理する。

(任期及び変更)

第5条 構成員の任期は定めない。

- 2 構成員の変更については、構成員が所属する構成機関の長より事務局への申し出により行うものとする。

(会議)

- 第6条 ネットワーク会議は、会長が招集し、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。
- 2 会長及び構成員は、やむを得ない理由のため会議に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。
 - 3 構成機関は、必要に応じて構成員以外の者を会議に出席させることができる。
 - 4 ネットワーク会議は、必要な場合には、書面において開催することができる。
 - 5 ネットワーク会議は、構成機関の過半数の出席をもって成立し、その議決は出席構成機関の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
 - 6 本条第1項から第5項の規定は、次条に規定する幹事会において準用する。

(幹事会)

- 第7条 第2条の所掌事務を行うため、ネットワーク会議の下に幹事会を置く。
- 2 幹事は、会長が指名する構成機関から選出するものとする。
 - 3 幹事会に幹事長を置き、幹事長は、県危機管理部災害対策課長をもって充てる。

(その他)

- 第8条 この要綱に定める事項のほか、ネットワーク会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和7年3月31日から施行する。

(別表1) 市町村

市町村名		
福島市	檜枝岐村	塙町
会津若松市	只見町	鮫川村
郡山市	南会津町	石川町
いわき市	北塩原村	玉川村
白河市	西会津町	平田村
須賀川市	磐梯町	浅川町
喜多方市	猪苗代町	古殿町
相馬市	会津坂下町	三春町
二本松市	湯川村	小野町
田村市	柳津町	広野町
南相馬市	三島町	檜葉町
伊達市	金山町	富岡町
本宮市	昭和村	川内村
桑折町	会津美里町	大熊町
国見町	西郷村	双葉町
川俣町	泉崎村	浪江町
大玉村	中島村	葛尾村
鏡石町	矢吹町	新地町
天栄村	棚倉町	飯舘村
下郷町	矢祭町	

(別表2) 関係専門士業団体等

区分	機関名等
社会福祉協議会	社会福祉法人福島県社会福祉協議会
専門士業団体	福島県司法書士会
	公益社団法人福島県建築士会
	公益社団法人福島県宅地建物取引業協会
	一般社団法人福島県精神保健福祉士会
	一般社団法人福島県社会福祉士会
	特定非営利活動法人 日本ファイナンシャル・プランナーズ協会
災害中間支援組織	一般社団法人ふくしま県域災害支援ネットワーク